

I. 令和4年度関税改正を巡る諸情勢

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により昨年大きく落ち込んだ世界貿易は、本年、世界経済の持ち直しの動きを受けて総じて回復してきている。我が国においても、対前年同期比で見ると本年上半期の輸出額・輸入額ともに大幅に増加し、輸出額についてみればコロナ流行前の前々年同期を上回る回復を見せている。一方で、新型コロナウイルス感染症を契機に世界全体の経済構造は大きく変化しており、デジタル化の急速な進展やサプライチェーンの見直しの動きなど、税関を取り巻く環境はダイナミックに変わりつつある。

財務省及び税関においては、新型コロナウイルス感染症によって加速化したこうした環境変化に的確に対応し、適切な関税率の設定・関税制度の整備等を行うとともに、税関の使命である「安全・安心な社会の実現」「適正かつ公平な関税等の賦課・徴収」「貿易円滑化の推進」を着実に果たしていく必要がある。

近年、コロナ禍における個人の越境電子商取引（EC）の利用もあり、航空貨物の輸入件数は大幅に増加している。また、今後新型コロナウイルス感染症が収束に向かった場合には、水際対策が緩和されるなど、国境を越えたヒトの移動の再開が本格化することが予想される。こうした中、迅速な通関を確保する必要がある一方、テロ対策や覚醒剤等の密輸阻止の観点から引き続き厳格な水際取締りが求められている。本年、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に当たっては、大会関係物品の円滑な通関及びテロ関連物資等の密輸阻止の取組を実施するなど、大会が無事に終了を迎えたことに貢献した。今後も、引き続き、世界税関機構や国内外関係機関・関係事業者等との連携も行いつつ、税関の体制の整備・充実や先端技術を活用した取締・検査機器の適正配備、事前情報等の活用など、業務の一層の高度化・効率化を進めていくことが重要である。

さらに、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11 協定）について英国の加入手続が進められているとともに、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定については、来年1月1日に発効することになった。現在、我が国の貿易総額に占める経済連携協定（EPA）等が発効済・署名済の国・地域との貿易額の割合は、約8割となっており、こうした協定は貿易円滑化にも資することから、貿易関係者への説明を積極的に実施するなど一層の利用促進に取り組むことが重要であるとともに、これらの協定を前提とした関税政策の検討や関税制度・執行体制の整備を引き続き進めていくことが重要である。

II. 令和4年度関税改正についての考え方

1. 暫定税率等の適用期限の延長等

(1) 暫定税率の適用期限

暫定税率は、政策上の必要性等から、適用期限を定めて、基本税率を暫定的に修正

する税率である。その水準及び必要性については、常に見直していくべきものであり、適用期限の延長に際しては、国内の生産者及び消費者等に及ぼす影響、国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮する必要がある。

上記の考え方に沿って検討を行った結果、令和4年3月31日に適用期限が到来する412品目に係る暫定税率について、その期限を令和5年3月31日まで延長することが適当である。

また、たまねぎ（2品目）の暫定税率については、RCEP協定を含むたまねぎに係る国際交渉の状況等を踏まえ、今後、中長期的に関税率の見直しを行う必要が認められないため、基本税率に移行することが適当である。

さらに、ノルマルパラフィン（3品目）の暫定税率については、国内における供給が過剰となっていることから、廃止することが適当である。

(2) 特別緊急関税制度

特別緊急関税制度については、対象となる品目がWTOドーハ・ラウンド交渉や、EPA等に係る交渉の対象となり得るものであり、国際交渉の状況を予断なく注視する必要があること、引き続き国内産業を保護する必要があることから、令和4年3月31日に到来する適用期限を令和5年3月31日まで延長することが適当である。

(3) 加糖調製品に係る暫定税率

加糖調製品は、砂糖と砂糖以外のココア粉やミルク等の混合物であり、菓子類や飲料等の原料として幅広く使用され、国内の砂糖需要を一部代替している。

TPP11協定において、加糖調製品に関税割当制度が導入される等の譲許がされたこと等により、国内産糖への支援に対する影響が懸念されたため、「総合的なTPP等関連政策大綱」（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）に基づき、TPP11協定発効時に糖価調整制度における調整金の対象に加糖調製品が追加された。

加糖調製品に係る暫定税率については、

- ・ 糖価調整制度が、甘味資源作物に係る農業所得の確保、国内産糖の製造事業の経営安定その他関連産業の健全な発展を通じて、国内産糖の安定的な供給の確保を図ることにより、国民生活の安定に寄与することを目的としていること
- ・ 加糖調製品と国産の砂糖の価格差は足元で拡大しており、依然として価格差が認められること
- ・ 加糖調製品全体の輸入量は近年減少しているものの、一部の品目ではTPP11加盟国からの輸入量が増加しており、今後再び加糖調製品全体の輸入量が増加に転じる可能性も否定できないこと
- ・ 甘味資源作物の生産費削減を含む国内産糖に係る競争力強化等に努めていること
- ・ 暫定税率の引下げは、国産の砂糖の価格の引下げ要因の一端を担っているものと評価できること
- ・ こうした状況を踏まえ、農林水産省は、糖価調整制度の目的に照らして、国内産糖への支援に充当する調整金を拡大する方針であること

等を総合的に勘案し、加糖調製品のうち6品目（ココアの調製品、ミルクの調製品等）について、調整金の拡大が可能となるよう、令和4年度のTPP11 税率の設定状況等を踏まえ、暫定税率を引き下げることが適当である。

また、加糖調製品に係る暫定税率の検討に当たっては、毎年度、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果等について、農林水産省に検証を求めることが適当である。さらに、加糖調製品と国産の砂糖に関する今後の中長期的な在り方及びその実現に向けた具体的取組についても、消費者の視点も踏まえつつ、農林水産省においてフォローアップの上、毎年度、同省に報告を求めることが適当である。

2. 個別品目の関税率の見直し

関税率表第6106.10号の繊維製品（女子用のブラウス等（綿製））については、「ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ」の区分において、「ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの」（以下「ししゅうしたもの等」という。）（基本税率10.9%）と「その他のもの」（基本税率9.1%）の税細分があり、異なる関税率が適用されている。輸入や国内産業への影響等を踏まえつつ、輸入者の貿易手続上の事務負担軽減等の観点から、「ししゅうしたもの等」と「その他のもの」の税細分を統合し、関税率（基本税率）を統合前の各細分における税率のうち低い水準である9.1%とすることが適当である。

3. 沖縄に係る関税制度上の特例措置

沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄における各種税制上の特例措置が設けられており、関税制度上の特例措置として、特定免税店制度、選択課税制度及び保税蔵置場等許可手数料の軽減が講じられている。

令和4年3月31日に適用期限が到来する特定免税店制度については、沖縄の観光振興及び雇用促進に一定の効果があること等に鑑み、改正後の沖縄振興特別措置法（以下「改正沖振法」という。）に係る来年度以降の法的措置が講じられることを前提に、適用期限を令和6年3月31日まで2年間延長することが適当である。また、観光旅客の利便性向上を図るため、旅客ターミナル施設等（空港等）で購入物品の引渡しを行うとの現行制度を維持した上で、インターネットでの免税品の事前購入を可能とすることが適当である。

令和4年3月31日に適用期限が到来する選択課税制度及び保税蔵置場等許可手数料の軽減については、沖縄振興特別措置法に基づく国際物流拠点産業集積地域（以下「物流地域」という。）の税制上の特例措置の一環であること等を踏まえ、改正沖振法に係る来年度以降の法的措置が講じられることを前提に、適用期限を令和7年3月31日まで3年間延長することが適当である。また、物流地域の一部（うるま・沖縄地区）が拡大される

場合、物流地域における更なる産業の集積を図るため、選択課税制度及び保税蔵置場等許可手数料の軽減の適用を、当該拡大された物流地域においても認めることが適当である。

4. 海外の事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化

越境ECの進展に伴い、海外事業者と日本国内の個人との間の直接取引による模倣品（特に商標権関連）の輸入が増加しているところ、事業性のない者により輸入される模倣品（いわゆる個人使用目的で輸入される模倣品）は、税関での取締対象となっていない。また、税関の認定手続において、輸入者から、個人使用目的であることを理由として争う旨の申出が提出される件数が増加している。

令和3年度関税改正に係る本審議会答申においては、「商標法等の改正が行われた場合には、その施行と同時に、（中略）税関で水際取締りを実施することが必要であるため、必要な制度改正について速やかに検討することが適当である。」とされているところ、令和3年5月に成立・公布された特許法等の一部を改正する法律による改正後の商標法及び意匠法（以下「改正商標法等」という。）において、海外の事業者が模倣品を郵送等により日本国内に持ち込む行為について、権利侵害行為となることが明確化された。また、令和3年7月に決定された「知的財産推進計画2021」（知的財産戦略本部決定）においては、「商標法・意匠法において、海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為を商標権等の侵害と位置付ける改正案が国会で成立し、公布されたことから、その施行と同時に、当該侵害に係る物品に対して実効性のある水際取締りを実施できるよう、関税法等の改正を含めて検討の上、必要な措置を講じる。」とされている。

これを踏まえ、改正商標法等で権利侵害となることが明確化された行為に係る物品について、税関における水際取締りの対象とするため、関税法の「輸入してはならない貨物」として規定するとともに、認定手続の対象とすることが適当である。その際、商標法等においては、商標権等を侵害する物品を輸入した事業性のない者については罰則の対象とされていないことを踏まえ、関税法上においても、改正商標法等で権利侵害となることが明確化された行為に係る物品を輸入した事業性のない者は、罰則の対象としないこととすることが適当である。あわせて、制度の実効性及び輸入者利益の確保を可能とする観点から、認定手続一般において、認定手続が執られた貨物を輸入しようとする者が、当該貨物が商標権等の知的財産権を侵害する物品及び形態模倣品等の不正競争防止法に違反する物品に該当しない旨を主張する場合に、税関長が当該者に対して、その旨を証する書類の提出を求めることができるよう、規定を整備することが適当である。

5. その他

本邦から輸出された通い容器（注1）であって再輸入されるもの及び本邦に輸入される

通い容器でその輸入の許可の日から原則として1年以内に再輸出されるものは、輸入の際に関税及び消費税を免除することとされている。また、輸出入双方のAEO（注2）の承認を受けている同一の者（以下「AEO輸出入者」という。）が扱う特例申告を利用した貨物（注3）については、一部提出書類を不要とする等、簡素な免税手続（以下「簡素化」という。）が可能となっている。

通い容器の取引において輸入者と輸出者が異なる場合があるが、それぞれがAEO輸入者及びAEO輸出者の承認を受けていれば、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備されていると認められる者であることから、確実な貨物管理と税関手続の適正な履行が期待でき、簡素化の対象とすることが適当である。また、AEO輸入者は、特例申告を選択しない場合の通常の輸入申告においても適正な申告が期待できることから、通常の輸入申告貨物についても簡素化の対象とすることが適当である。

なお、簡素化の対象を輸入者と輸出者が異なる場合に拡大するにあたっては、現在はAEO輸出入者に委ねられている通い容器の輸出入状況についての自主管理を、免税の恩恵を受け、用途外使用等があった場合の納付義務を負うAEO輸入者に委ねることが適当である。

（注1）リターンブルパレット等の輸出入貨物の運送のために反復して使用される容器。

（注2）AEO制度とは、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関長が承認・認定し、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度。

（注3）AEO輸入者が輸入申告と納税申告を分離し、納税申告の前に貨物を引き取ること等が可能となる特例申告制度を利用して輸入する貨物。

Ⅲ. 引き続き検討すべき事項

税関を取り巻く環境は、これまでのモノ・ヒト・カネの流れの趨勢的な拡大に加え、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化、ECプラットフォーム事業者が提供するサービスの利用拡大を含む越境ECの拡大による輸入貨物の急増及び経済連携協定等の更なる進展等によるサプライチェーンの変化の加速、民間部門のDX（デジタルトランスフォーメーション）を含む経済社会全体のデジタル化の急速な進展、経済安全保障上の脅威への対処を含む新たなニーズの出現等、内外のダイナミックな構造変化の流れを受けて、現在大きく変化している。

税関を取り巻く環境が今後も構造的に大きく変化し続けることが予想される中、更に多様化・複雑化する税関業務への対応として、必要な制度改正等について速やかに検討する必要がある。